

不当広告にご注意！

体に良い？

# ゲルマニウム使用の ブレスレット・ネックレス

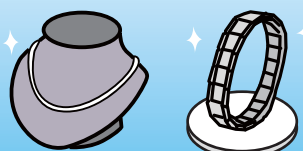
ゲルマニウム使用による健康への効果などをうたったブレスレットやネックレスの広告が数多くみられます。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県および静岡県の五都県でこれらの広告表示について合同調査を実施した結果、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」）に違反するおそれのある広告表示が確認されました。

## 不当表示のおそれ ある広告の例

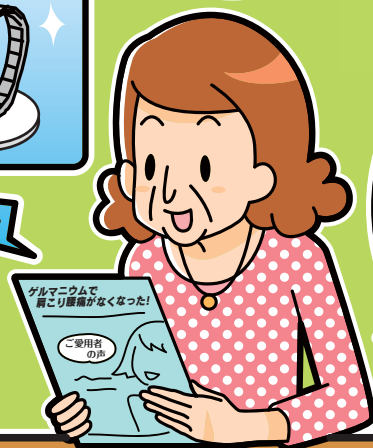
- 「肩こりや腰痛、神経痛などの体の痛みの緩和、血液の浄化や細胞の活性化、そして遠赤外線により冷え性にも効果的です。」
- 「疲労、ストレス、小ジワ、シミ、ソバカス、にきび、アレルギーを解消、疲れた体の自然治癒力をアップする不思議なブレスレット」
- 「自然治癒力を高め老化防止！」

ゲルマニウムの効果で  
腰痛、肩こりなど  
体の痛みを緩和します。



ちよつと待って！  
不当広告かも？

肩こりに  
効くのなら  
欲しいわ。



イラスト/urazou

## 行政の対応

事業者に対して、商品が健康への効果・効能を有していることを実証する資料の提出を求めましたが、広告表示の明確な根拠となる資料の提出はありませんでした。

このため、景品表示法（優良誤認）に違反するおそれのある広告を行っていた事業者に対して、五都県合同で表示を改善するよう指導するとともに、業界団体に表示の適正化に取り組むよう要望しました。

## 消費者の皆さんへのアドバイス

実際のものよりも著しく優良・有利であると消費者に誤認させるおそれのある広告表示は不当表示です。広告表示の内容をうのみにせず、多角的に情報を収集するなどして十分に検討し、商品やサービスを選択するようにしましょう。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155 [受付時間 月～土:9時～16時]

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

※休日・祝日・年末年始はお休みです

土曜日も相談できます

このページは、東京都と東京都生活協同組合連合会の協働事業により掲載しています。